

J R 東海労働関西地「申」第15号  
2020年10月13日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 裁判に参加する関係者の勤務手配に関する申し入れ

8月21日、大阪地方裁判所において、大阪第二運輸所の社員自身が訴えている裁判が開催された。

前月7月13日、原告である今田組合員は、大阪第二運輸所の梅坂運転科長に対し裁判に参加出来るよう勤務手配を申請したが、指定された行路は、裁判に参加できない勤務であった。

今田組合員は、運転科長へ抗議しつつ、7月29日に年休時季指定を行い、裁判所への出席が可能なか早急に年休発給の確認を求めたが、運転科長からの誠意ある回答はなかった。

その後、会社は「特例」として年休を出したが、この取扱いは労基法39条に違反する行為である。

勤務手配に応じなかった対応に対し、以下のとおり申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

### 記

1. 組合員自身が原告である裁判に参加する行為は、社会通念上、必要最低限の行為であると考え。会社の見解を明らかにすること。
2. 今田さんらが訴えた今回の裁判は、会社の年休権の侵害により発生した問題の裁判である。25日の勤務指定において、今田組合員が参加出来ない勤務指定を行った行為は裁判の妨害であり、原告への報復的制裁である。ここに労働組合として抗議するものであり、本人に謝罪すること。
3. 裁判は社会通念上、原告や証人が必ず参加することが当たり前であり常識であると考え。その常識に添って会社も関係者の参加を保障するよう最低限の努力をするべきである。  
よって、今後は裁判に参加する関係者（原告、証人）の勤務手配は優先的に実施し、時季指定した年休は優先休暇として取り扱うようにすること。

以上